

ご来院のみなさまへ

生活習慣病管理料の算定に伴う

療養計画書の作成について

糖尿病・高血圧症・脂質異常症を主病とする患者様にはこれまで「特定疾患療養管理料」を算定していましたが、政府の方針で

令和6年6月1日より、具体的な治療目標を設定した上で生活習慣病を管理することが求められるようになった。

そのため、これからは「生活習慣病管理料」として糖尿病・高血圧症・脂質異常症(生活習慣病)の改善に向け治療目的を定めた

「療養計画書」を作成して、診療を進めていくこととなります。(作成した療養計画書に**患者様の署名**をいただく必要があります)

それに伴い、窓口でお支払いいただく医療費が変わる場合もありますのでご了承ください。

三浦医院